

社会保険労務士法人 D・プロデュースが毎月お送りしています

ブログも更新中！是非ご覧ください！

<http://d-produce.net/>

Facebook <https://www.facebook.com/d.produce>

平成 28 年 10 月号

Dプロニュース

ご連絡先：〒231-0012

神奈川県横浜市中区相生町 1-15 第二東商ビル 6F

TEL:045-226-5482 FAX:045-226-5483

E-Mail: info@d-produce.com

HP: <http://www.d-produce.com>



「業務改善助成金」「キャリアアップ助成金」が拡充されます！

第二次補正予算による措置

平成 28 年度の第二次補正予算案が 8 月下旬に閣議決定されました。

最低賃金引上げのための環境整備として、経営力強化・生産性向上に向けて、中小企業・小規模事業者への支援措置を推進・拡充する国の方針を踏まえ、予算案には「業務改善助成金」および「キャリアアップ助成金」等の助成額等の拡充などが盛り込まれています。

「業務改善助成金」の拡充内容

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者が生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するというものです。

これまでは事業場内最低賃金が 800 円未満の事業場を対象としていましたが、1,000 円未満の事業場にも対象が拡充されました。また、大幅な事業場内最低賃金の引上げ(90 円以上)を行う事業場に対する助成措置が新たに新設されます。

なお、拡充後の本助成金の支給は、第二次補正予算の成立が条件となりますが、申請自体は予算成立前でも可能となっています

キャリアアップ助成金の拡充内容

キャリアアップ助成金のうちの「賃金規定等改定(処遇改善コース)」は、有期契約労働者、短時間労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を 2%以上増額改定し、昇給した場合に助成する制度です。

今回、中小企業が基本給の賃金規定等を 3%以上増額改定し、昇給した場合、助成額が加算されることになりました。

なお、本助成金の加算措置は第二次補正予算の成立と厚生労働省令の改正等が必要となるため、現時点ではあくまでも予定となっています。

平成 28 年度の最低賃金について(参考)

平成 28 年度の地域別最低賃金の改定の目安が厚生労働省より公表されました。

それによると、今年度の全国加重平均の時給は 823 円(昨年度 798 円)で、25 円増(昨年度 18 円増)と過去最大の上げ幅となっています。

最高額は 932 円(東京都)、最低額は 714 円(沖縄県、宮崎県)で、各都道府県において、10 月 1 日から 10 月中旬にかけて、順次改定されます。

「職場の全面禁煙化」を 検討してみませんか？

タバコは「確実」に病気のもと

9月初めに厚生労働省から「喫煙の健康影響に関する検討会報告書」が公表されました

この報告書によると、喫煙者本人について、がん・虚血性心疾患・脳卒中など22の病気について、タバコが原因であることが「確実」（下記の「レベル1」）だと判定されるとのことです。

また、受動喫煙については、肺がん・虚血性心疾患・脳卒中など7種類の病気で影響が「確実」だとされました。

この調査は、「喫煙の健康影響に関する検討会」がまとめたもので、国内外の論文約1,600を分析し、喫煙と病気の関係度合いについて次の4段階で判定したのですが、国の検討会がタバコの健康影響を総合的に判定したのは初めてのことです。

- ・レベル 1: 科学的証拠は、因果関係を推定するのに十分である
- ・レベル 2: 科学的証拠は、因果関係を示唆しているが十分ではない
- ・レベル 3: 科学的証拠は、因果関係の有無を推定するのに不十分である
- ・レベル 4: 科学的証拠は、因果関係がないことを示唆している

オリンピックと禁煙の関係

4年後に東京でオリンピックが開催されますが、IOC(国際オリンピック委員会)は1988年以来、オリンピック大会での禁煙方針を採択しており、これ以降オリンピック開催都市はすべて罰則付きの受動喫煙防止法または条例を制定しています。

また、2010年には、WHO(世界保健機関)との間で、オリンピックをたばこの煙のない環境で実施する合意文書に調印しているそうです。

厚生労働省では、今回の報告書を受け、2020年の東京オリンピックに向けてたばこ対策を推進したい考えです。

職場の全面禁煙化のチャンス

報告書では、職場のたばこ対策に関して禁煙と分煙を比較した研究でも、禁煙によるメリットが分煙のそれを上回っているとのこと。喫煙のため度々離席する社員を苦々しく思っている経営者・管理職の方も多いはず。

また、サービス業全般(レストラン、バー・居酒屋、宿泊業など)について検討した結果、全面禁煙化によるマイナスの経済影響は認められなかったとのことで、「タバコを吸えないと店の売上げが減る」という心配はなさそうです。

最近では「スメハラ」(スメルハラメント)といって、ヒト本来の体臭さえ悪者にされるような風潮があります。また、健康経営など、社員の健康を重視した取組みが評価される時代です。タバコは臭いだけではなく、様々な悪影響がこれだけ明らかになっているのですから、職場の喫煙でお困りの企業はこれを機に職場の全面禁煙化を検討してみてもはいかがでしょうか。

活用を考えてみませんか？ 節税と福利厚生に使える 「確定拠出年金制度」

人手不足に悩んでいませんか？

6月下旬に発表された日本商工会議所の調査結果によると、中小企業の55.6%が人手不足を訴えており、その割合は昨年比約5ポイント増と深刻化しています。

特に「宿泊・飲食業」が79.8%、「介護・看護業」が77.5%、「運輸業」が72.3%と、サービス業の人手不足が目立つ結果となっています。

新卒採用についても、8月上旬に株式会社マイナビが発表した7月末時点における内々定率が72.7%と前年8月の69.1%を超える結果となっており、学生側の「売り手市場」となっています。

求職者が「働きたい」と思える会社ですか？

一方、労働者が企業を選ぶ際のポイントの1つとなる退職給付制度に着目すると、常用労働者30~99人の企業では制度を導入している割

合が 72.0% (厚生労働省「平成 25 年就労条件総合調査結果の概況」と、4 社に 1 社は退職給付制度がないのが実態です。

公的年金の支給開始年齢も引き上げられ、退職後の生活に不安を感じている人が増えていることを考えると、退職給付制度のある企業は求職者にとって魅力的に映るのではないのでしょうか？

確定拠出年金制度の改正を味方につけましょう

今年の通常国会で確定拠出年金(以下、「DC」という)法の改正案が成立し、2017 年 1 月から施行予定となっています。

DC には「企業型」と「個人型」とがありますが、今回の改正によりどちらの制度も中小企業が導入しやすい仕組みとなりました。

まず、企業型では、従業員数 100 人以下の中小企業を対象に「簡易型 DC 制度」が創設され、従来に比べ設立手続等の事務負担が大幅に軽減されることとなりました。

個人型では、加入できる者の範囲が大きく拡大され、「自営業者等」「企業年金のない会社員」だけでなく「公務員等」「企業年金のある会社員」「専業主婦等」も加入できることとなり、「個人型 DC への小規模事業主掛金納付制度」が創設されることとなりました。

なぜ節税になるのでしょうか？

事業主が拠出した掛金は、「企業型」でも「個人型 DC への小規模事業主掛金納付制度」でも、会計上、損金として計上することができます。従業員にとっても掛金は全額所得控除の対象となり、運用益が非課税、受給時に退職所得控除が使える等のメリットがあります。

福利厚生の実現と節税の両方が実現できる DC の活用を検討してみたいはいかがでしょうか？

10月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

11日

源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

雇用保険被保険者資格取得届の提出 < 前月以降に採用した労働者がいる場合 >

[公共職業安定所]

労働保険一括有期事業開始届の提出 < 前月以降に一括有期事業を開始している場合 >

[労働基準監督署]

31日

個人の道府県民税・市町村民税の納付 < 第3期分 > [郵便局または銀行]

労働者死傷病報告の提出 < 休業4日未満、7月～9月分 > [労働基準監督署]

健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]

労働保険料の納付 < 延納第2期分 > [郵便局または銀行]

労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) < 雇入れ・離職の翌月末日 >

[公共職業安定所]

編集後記

初めまして、D プロデュースの谷島と申します。今年の4月にサポートスタッフとして入社した新人です。

入社してはや半年、まだまだ戦力とは程遠い毎日ではありますが、先輩方に教えて頂き、やりがいのある仕事にとっても充実した毎日を過ごしております。

暑い夏があっという間に過ぎ、長雨が続き、気付けばすっかり秋の陽気になりました。

秋と言えば、スポーツの秋です。

私も趣味でバレーボールを少々やっております、
身体を動かすにしても、丁度よい季節です。

そして食欲の秋。普段から食いしん坊ですが、
この時季は何を食べても美味しいです。秋刀魚、
茄子、栗、他にもきりがいいですが、1年で一番
好きな季節です。

日本大通りはこれから銀杏並木でとても美しくな
ります。散歩するのも綺麗な景観です。

これから冬に向かって段々寒くなりますが、美味
しいもの食べて元気に乗りきりましょう